

第2号議案 神戸市景観計画の変更について

神戸市景観計画の変更

神戸市景観計画の区域のうち、区域5 須磨・舞子海岸都市景観形成地域において、「3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）」にかかる「(1) 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第3項第2号関係）」の別表2「須磨海岸ゾーン」、 「須磨浦ゾーン」に色彩の基準の一部追加及び別表2-1，別紙1 自然素材等の定義を新たに追加する変更を行う。

区域5 須磨・舞子海岸都市景観形成地域

別表2 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第3項第2号関係）

⑧色彩	屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとする。 外壁の基調色は、高明度かつ低彩度のものとする。
	眺望景観形成区域内における外壁の色彩については別表2-1の基準による。

- ・ゾーン界，眺望景観形成区域界は附図表示のとおり

別表2-1 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第3項第2号関係）

	【眺望景観形成区域 i】 (鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み)	【眺望景観形成区域 ii】 (松林越しの見晴らし)
外壁の色彩	建物の外壁は、アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とする。 R・YR・Y系の彩度は4以下，その他は2以下，明度は5以上7以下とする。 ただし，自然素材等によって仕上げられる部分の色彩，及び景観に寄与する色彩はこの限りでない。また，商業業務地においては，外壁の色彩について，低層部（1，2階かつ10m以下）は各立面ごとにその面積の5割未満，それ以外は各立面ごとにその面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩は，本基準は，適用しない。	建物の外壁は，高明度・低彩度を基本に，背景の空に溶け込むような色彩とする。 R・YR・Y系の彩度は2以下，明度は8以上とする。 ただし，自然素材等によって仕上げられる部分の色彩，及び景観に寄与する色彩はこの限りでない。また，商業業務地においては，外壁の色彩について，低層部（1，2階かつ10m以下）は各立面ごとにその面積の5割未満の範囲内で使用される部分の色彩は，本基準は，適用しない。

- ・眺望景観形成区域界は附図表示のとおり
- ・外壁の色彩は，マンセル表色系による。
- ・自然素材等は，別紙1による。
- ・商業業務地は，商業地域・近隣商業地域をいう。
- ・神戸市が都市景観審議会の意見をうけて，良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合を除く。

別紙 1

自然素材等とは以下のものをいう。

(1) 石系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの
- ・骨材の素地色を見せた左官材・吹付け材（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）

(2) 木系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの

(3) 土系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの

(4) セメント系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの

(5) ガラス

- ・素地色のもの
- ・表面保護や調光のために表面処理を施したもの

(6) レンガ・タイル系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて釉薬がけ（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの

(7) 金属系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの
- ・一次電解発色，二次電解着色処理を施したもの
- ・熔融亜鉛めっき処理を施したもの

(8) エコロジー系

- ・ソーラーパネル等

理 由 書

神戸は、神戸港と六甲山の山並みが市街地と一体となった景観や、西北神地域の豊かな自然と田園集落の景観など、変化に富んだ素晴らしい眺望景観に恵まれており、これらは神戸のまちの魅力の重要な要素の1つとなっている。

本市では、「デザイン都市・神戸」推進の一環として、優れた眺望景観を次世代へ引き継いでいくため、平成20年2月に市民公募をもとに「神戸らしい眺望景観50選・10選」を選定した。そして、平成21年9月には神戸市都市景観審議会から、答申『神戸らしい眺望景観の形成について』をいただいた。この答申を踏まえ、平成22年7月から都心部の2地区で眺望景観形成のための誘導基準の運用を開始している。

このたび、「神戸らしい眺望景観50選・10選」の中でも、阪神間に唯一残る自然海岸として、松林を背景に広大な砂浜が続き、須磨海浜水族園から鉢伏山までを見渡すことができる、「須磨海浜公園」からの眺望景観を保全するため、平成23年12月から3回の神戸市都市景観審議会での審議、市民意見公募を行ってきた。その結果を踏まえ、須磨・舞子海岸都市景観形成地域において、眺望景観形成のための誘導基準を追加するものである。

（参考）神戸市景観計画の変更の概要

1. 対象区域

須磨・舞子海岸都市景観形成地域のうち、「須磨海岸ゾーン」及び「須磨浦ゾーン」

2. 変更内容

- ・「規制又は措置の基準として必要な制限」の「色彩」の項目に、建物の外壁に関する基準を追加する。
- ・自然素材等の定義を追加する。

（参考）景観計画の変更に関する景観法条文抜粋

景観法第9条第8項の規定において準用する同条第2項の規定により、景観計画を変更する際は、都市計画区域に係る部分についてあらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

景観法（平成16年6月18日法律第110号）関係条文抜粋

（策定の手続）

第9条

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(参考) 神戸市景観計画

神戸市景観計画

1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

- 区域1 北野町山本通都市景観形成地域
- 区域2 税関線沿道都市景観形成地域
- 区域3 旧居留地都市景観形成地域
- 区域4 神戸駅・大倉山都市景観形成地域
- 区域5 須磨・舞子海岸都市景観形成地域
- 区域6 岡本駅南都市景観形成地域
- 区域7 南京町沿道景観形成地区

2. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図る。

それぞれの区域における景観形成の方針は、各区域の別表1のとおり。（省略）

3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

(1) 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第3項第2号関係）

各区域の別表2のとおり。（省略）

(2) 条例で定める届出対象行為（法第8条第3項第1号関係）

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は木竹の伐採とする。

4. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけており、市民に愛され親しまれている近代洋風建築物、古民家及び社寺仏閣のうち、区域の景観形成の方針に資するものについて指定する。

5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号イ関係）

各区域の別表3のとおり。（省略）